

議案第 1 3 2 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 7 0 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

【議案第132号関係】

三豊市税条例（平成18年三豊市条例第68号）
一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
<p>（固定資産税の納期前の納付） 第70条 略 （削除）</p>	<p>（固定資産税の納期前の納付） 第70条 略 2 前項の規定によって固定資産税の納税者が第1期の納期に年税額を一時に納付した場合には、同項の規定によって納期前に納付した税額の100分の0.3に、納期前に係る月数(4月30日に納付があったものとみなして計算した月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。))を乗じて得た額(その額が納期ごとに3万円を超える場合は3万円とし、10円未満の端数は切り捨てる。)の報奨金を交付する。ただし、当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</p>